

ID: 270

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第4条(第9条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成16年条例第25号
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。 (管理の代行等) 第9条 市長は、火葬場の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に火葬場の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 火葬場の使用の許可に関する業務 (2) 火葬に関する業務 (3) 火葬場の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 3 第1項の規定により、指定管理者に火葬場の管理を行わせる場合にあっては、第3条第3項中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、火葬場の使用の許可を受けようとする者又は使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 火葬場の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (4) 火葬場の管理運営上支障があると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めたとき。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日